

り災証明書の 新規発行再開について

3月2日から、復興庁「住まいの復興給付金」申請等に必要となる「り災証明書」の新規発行を受け付けています。

■必要書類等

- ・り災証明書交付申請書
- ・り災状況の分かる写真
- ・認印

なお、平成26年5月30日以前に交付申請した、り災証明書の再発行についても、従来どおり受け付けています。

■申請・問い合わせ先

安全安心課

☎(40)5555

道路に樹木が張り出していませんか？

敷地から道路上に樹木の枝が伸びて、車道や歩道を覆っている光景がよく見かけられます。

これら道路上に伸びた枝は、車の運転者や歩行者の視界をさえぎり、通行の妨げとなります。

また、倒木などによって、思わぬ事故を招き、地主が管

理責任を問われる場合もあります。

伸びすぎた枝はせん定するなど、適正な管理をお願いいたします。

■問い合わせ先

建設課 ☎(48)2113



市役所電話番号の
変更について

組織改編にともない次のように変更しますので、おかけ間違えのないようご注意ください。

新	旧
市民協働推進課 ☎(40)5585	新 設
総務人事課 ☎(40)5551	総 務 課
契約検査課 ☎(40)5553	管 財 課
安全安心課 ☎(40)5555	生活安全課
生涯学習文化課 ☎(52)1119・☎(52)1120	生涯学習課 文 化 課

■問い合わせ先

総務人事課 ☎(40)5551

消防署からの大切なお知らせ

住宅用火災警報器の設置が義務化されたことをご存知ですか？

石橋地区消防組合火災予防条例で、平成21年6月1日から火災による逃げ遅れ者を減らすために住宅用火災警報器の設置が義務化となりました。

住宅用火災警報器は、火災の際に発生する煙や熱を感知し、ブザー音や音声により、いち早く火災の発生を知らせてくれる機器です。

お近くのホームセンターや電器店等で気軽に購入でき、天井や壁に取り付けることができますので早急に設置をお願いいたします。

また、設置の義務化により悪質な訪問販売が多発しています。消防署・市役所の職員が住宅用火災警報器を販売または業者に販売の委託をすることは絶対にありません。設置報告や点検義務もありませんのでご注意ください。

■問い合わせ先

石橋地区消防組合消防本部 予防課 査察係
☎(53)6166



農作業に伴う道路の 泥汚れ防止について

トラクター等での農作業の際、田や畑から道路へ出る前には、必ず泥を落としてから走行してください。

舗装道路が泥などで汚れていると、スリップ事故等の原因になりたいへん危険です。

やむを得ず道路を汚した場合は、速やかに清掃するなど道路利用者が安全に走行できるように心がけましょう。

■問い合わせ先

農政課 ☎(48)2143

カラス(烏、鴉、慈烏)に関する講演会のお知らせ

下野市自然に親しむ会では、年次総会における基調講演を一般の方にも公開します。

■日時 4月19日(日)
午後1時30分～3時

■講師 宇都宮大学農学部長 杉田昭栄教授

■演題 「カラスの行動、おもしろアラカルト」

■会場 生涯学習情報センター 研修室

■参加費 200円(資料代)
杉田先生には、カラスがな

ぜあのように賢いのか、いたずら好きなのかといった、愛すべき側面についてお話しただく予定です。きつと今までに無いおもしろい講演会になると思います。ふるってご参加ください。

講演会終了後は、ジャコウアゲハの研究発表と、下野市自然に親しむ会の総会を開催します。入会ご希望の方も引き続きご参加ください。

■問い合わせ先

しもつけ環境市民会議自然環境部会

下野市自然に親しむ会
☎(40)5559